ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 静岡県における孤独・孤立対策の推進及び市町域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を整備するため、ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

- 第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から静岡県に対して別途定める方法により、申込みを行うものとする。静岡県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。
 - (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
 - (2) 地域貢献や地域課題の解決に関心のある団体等であること
 - (3) 行政・福祉団体や企業との連携に関心のある団体等であること
 - (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

- 第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により静岡県に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、静岡県は職権により、除名することができる。
 - (1) 1年以上、連絡が取れない場合
 - (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害した場合
 - (3) 会員が解散又は営業を停止した場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (5) その他、プラットフォームの運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(守秘義務)

第5条 会員は、プラットフォームの目的以外に正当な理由がなく、知り得た情報を他人に漏ら してはならない。また、プラットフォームを退会した後も、同様とする。

(会費)

第6条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は無償とする。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局を、静岡県健康福祉部福祉長寿政策課に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。